令和４年１月28日
計算科学技術研究・評価委員会
資料04

研究評価について

１．目的

日本原子力研究開発機構(以下、機構と略記する。)では「研究開発課題評価実施規程」において、以下のように定めている。(抜粋)

（評価の目的）

第３条　研究開発課題の評価は、研究開発を督励するとともに、経営資源を有効に活用して、研究開発成果の最大化及び業務運営の効率化を達成するための効果的な研究開発業務に資することを目的とする。

（評価対象）

第４条　研究開発課題の評価は、原則として、機構が行う全ての研究開発課題を対象とする。

２　前項の対象には、研究開発課題に関係する施設・設備の整備及び運用を含む。

（評価の観点）

第６条　評価の実施時期毎の評価の観点は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）事前評価

研究開発課題の選定、方向性・目的・目標等の妥当性（ 効果・効用（ アウトカム）の観点を含む)、研究開発の進め方の妥当性、研究資金・人材等の研究開発資源の配分の妥当性などを評価する。大規模プロジェクト及び社会的に関心が高いと理事長が判断する研究開発課題については、これに加えて科学的・技術的な観点からの分析、緊急性、費用対効果、資源配分のバランス、社会的・経済的ニーズ等の観点からも評価を行う。

（３）事後評価

研究開発の達成度、成功・不成功の原因の把握・分析、当初の研究開発計画の妥当性、研究開発成果の効果・効用（アウトカム）の把握・普及、若手研究者の育成・支援への貢献の程度、将来への研究開発の展開、新たな課題への反映の検討などを評価する。

また「独立行政法人通則法」において、以下のように定められている。(抜粋)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

○令和3年度評価では、令和3年度の実績について、以下の観点から、SABCD評価を実施いただきたい。
（配布資料08_R03年度評価シート.docx）

(1) 研究開発の達成度
(2) 成果の科学的意義
(3) 機構内外のニーズへの適合・貢献
(4) 優れた成果等
(5) 人文・社会科学からの視点
(6) その他

○事後評価では、第3期中長期目標期間（平成27年度～令和3年度）の実績について、以下の観点から、SABCD評価を実施いただきたい。
（配布資料09_事後評価シート.docx）

(1) 研究開発の達成度（成功・不成功の原因の把握・分析）
(2) 当初の研究開発計画の妥当性
(3) 研究開発成果の効果・効用（アウトカム）の把握・普及の程度
(4) 若手研究者の育成・支援への貢献の程度
(5) 将来への研究開発の展開、新たな課題への反映の検討
(6) 国内外他機関との連携の妥当性
(7) イノベーション創出への取組の妥当性
(8) 社会実装の達成度、取組の妥当性
（技術・知識基盤プラットフォームの構築・提供を含む）
(9) 科学技術政策、社会的・経済的意義／ニーズへの適合性
(10) 研究開発課題／成果の社会的受容性（社会へ及ぼす影響度の想定）
(11) 人材育成に関する取組の妥当性
（原子力を担う人材、イノベーション・デジタル化を担う人材等）

評価区分（基準）

S: 目的・目標・計画等に照らし、研究成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な研究開発運営の下で、「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

A: 目的・目標・計画等に照らし、研究成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な研究開発運営の下で、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B: 目的・目標・計画等に照らし、研究成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な研究開発運営がなされている。

C: 目的・目標・計画等に照らし、研究成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な研究開発運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D: 目的・目標・計画等に照らし、研究成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な研究開発運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

○事前評価では、第 4 期中長期目標期間（令和 4 年度～令和 10 年度）の計画について、以下の観点から、妥当/要改善を評価いただきたい。
（配布資料 10_事前評価シート.docx）

(1) 研究開発課題の選定の妥当性（効果・効用（アウトカム）の観点を含む）
(2) 方向性・目的・目標等の妥当性（効果・効用（アウトカム）の観点を含む）
(3) 研究開発の進め方の妥当性
(4) 研究資金・人材等の研究開発資源の配分の妥当性
(5) 国内外他機関との連携の妥当性
(6) イノベーション創出の可能性と創出に向けた取組計画の妥当性
(7) 社会実装に向けた取組計画の妥当性
（技術・知識基盤プラットフォームの構築・提供を含む）
(8) 科学技術政策、社会的・経済的意義／ニーズへの適合性
(9) 研究開発課題／成果の社会的受容性（社会へ及ぼす影響度の想定）
(10) 人材育成に関する取組の妥当性
（原子力を担う人材、イノベーション・デジタル化を担う人材等）